第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第三十一条において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第三十一条において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第三十一条において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第三十一条において準用する令第二十七条第六項
第四十六条第一項	第二十九条	第三十一条において準用する令第二十九条
［略］	［略］	［略］
第四十六条第三項	第二十九条	第三十一条において準用する令第二十九条
［略］	［略］	［略］

（利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十五項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

［一・二　略］

［2・3　略］

（交付金）

第五十条　委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十五項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第二十九条の二において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第六項
第四十六条第一項	第二十八条	第二十九条の二において準用する令第二十八条
［同上］	［同上］	［同上］
第四十六条第三項	第二十八条	第二十九条の二において準用する令第二十八条
［同上］	［同上］	［同上］

（利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（交付金）

第五十条　委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［2　同上］

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。